

平成27年8月21日

日本医学会分科会事務局 御中

日 本 医 学 会

関東信越厚生局における「再生医療等安全性の確保法説明会（再生医療等提供計画関係）」
の開催について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。
さて、厚生労働省医政局研究開発振興課から本会宛に関東信越厚生局における「再生医療等安全性の確保法説明会（再生医療等提供計画関係）」の開催についての依頼がありました。
つきましては、ご多用とは存じますが、何卒、ご周知の程をお願い申し上げます。

関連の URL は、

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/jji/saiseiiryuu-setumeikai-2708-2527.html>

です。

なお詳細は、厚生労働省医政局研究開発振興課再生医療研究推進室再生医療等研究係（03-3595-2430 担当：田岡氏）にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会 電話：03-3946-2121（内 4260）
（担当 高橋）

事 務 連 絡
平成27年8月14日

日本医学会 御中

厚生労働省医政局研究開発振興課

関東信越厚生局における「再生医療等安全性確保法説明会
(再生医療等提供計画関係)」の開催について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、再生医療等の安全性の確保等に関する法律における、再生医療等提供計画に関する説明会を別添のとおり関東信越厚生局において開催することとしましたのでお知らせします。貴団体会員に対し周知のほどよろしくお願いいたします。

再生医療等安全性確保法説明会（再生医療等提供計画関係）実施要領

1 目 的

平成26年11月25日再生医療等安全性確保法が施行され、医療機関が再生医療等を提供する際には再生医療等提供計画の提出が必要となった。

法施行日において再生医療等を提供している医療機関は、1年間は提供計画を提出せずに再生医療等を提供できるが、この経過措置は平成27年11月24日で終了することから、経過措置終了前に、

- ・提供計画を提出する必要性について認識してもらうことを徹底したい。
- ・提供計画の提出に係る必要な手続き等について正確に理解してもらうことを徹底したい。

これらを目的として説明会を開催する。

2 主 催 者

厚生労働省関東信越厚生局

3 開催日時

（1回目）平成27年8月25日（火）午後2時～4時

（2回目）平成27年8月27日（木）午後2時～4時 ※内容は1回目と同じ

4 開催場所

さいたま市中央区新都心1番地1

さいたま新都心合同庁舎1号館2階 講堂（400名収容）

5 内 容 等

再生医療等安全性確保法に基づく必要な手続きのうち、

- ・再生医療等提供計画の提出に関すること
- について、医事課再生医療等推進係から説明する。

6 対 象 者

- ・再生医療等を提供している（しようとする）医療機関
- ・その他（再生医療等委員会を設置している（しようとする）医療機関、大学及び団体等、特定細胞加工物製造事業者）

7 参加者の申込み方法及び決定方法

当局HPへ開催案内と参加申込み自動受付システムを掲載する。参加希望者は自動受付システムにてに申込み。参加者の決定方法は、申込先着順とし、1回目、2回目別に収容人員に達し次第締め切る。なお、1回目と2回目の両方への申込みは不可。

【会場案内図】



【会場】 さいたま新都心合同庁舎1号館2階 講堂

【交通】 JR京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心駅」徒歩3分

※湘南新宿ラインは止まりませんのでご注意ください。

JR埼京線「北与野駅」徒歩10分

